

しんきん傷害保険付 定期積金フラット型



リフォーム資金に!!

教育資金に!!



老後の資金!!

傷害保険付定期積金の特徴

傷害保険付なので
万が一のケガの際に
安心です。

保険料の
負担はござ
いません。

目的にあった資
金を計画的に積
立てることがで
きます。

ご利用対象者

個人のお客様

契約期間

10年(振込回数120回)

掛込金額

毎月5,000円～125,000円(5,000円単位)

募集金額

※1人2口以上契約可能ですが、1人あたりの掛金総額の上限は月125,000円です。
20億円(契約額20億円に達し次第終了させていただきます。)

払戻方法

満期日以後に一括して給付契約金を支払います。

注意事項

- ・中途解約の場合は別途所定の利率により利息相当額を計算し、この積金の掛金残高相当額と共に支払います。
- ・給付補てん金には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%の税金がかかります。

取扱期間： 平成29年5月1日 ～ 平成30年3月31日

いつでも身近でお手伝い〜絆〜

 東予信用金庫

本 部: ☎0897-37-1313
本店営業部: ☎0897-37-0124
泉川支店: ☎0897-43-7161
川東支店: ☎0897-46-1313
中萩支店: ☎0897-44-4141
新居浜駅前支店: ☎0897-37-8686

三島支店: ☎0896-24-5430
寒川支店: ☎0896-25-1287
西条支店: ☎0897-55-2920
小松支店: ☎0898-72-2480
喜多川支店: ☎0897-53-3450

あんしん付だから、ご家族の大切な目的や夢を実現するための資金積立にピッタリ!!

新登場

しんきん傷害保険付 定期積金フラット型

「しんきん傷害保険付定期積金フラット型」は貯蓄に傷害保険がセットされた定期積金です。

付帯される保険は、信金中央金庫を保険契約者、「しんきん傷害保険付定期積金フラット型」のご契約者を被保険者とする保険契約です。

もしもの時の、傷害死亡保険金のお支払い額は契約期間中一定なので最後まであんしん。

定期積金掛込表(ご参考)

もちろん保険料について、お客様の負担は一切ございません。

(単位:円)

月々の掛金	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
10,000	120,000	240,000	360,000	480,000	600,000	720,000	840,000	960,000	1,080,000	1,200,000
20,000	240,000	480,000	720,000	960,000	1,200,000	1,440,000	1,680,000	1,920,000	2,160,000	2,400,000
30,000	360,000	720,000	1,080,000	1,440,000	1,800,000	2,160,000	2,520,000	2,880,000	3,240,000	3,600,000
50,000	600,000	1,200,000	1,800,000	2,400,000	3,000,000	3,600,000	4,200,000	4,800,000	5,400,000	6,000,000

付帯される傷害保険のご説明

保 険 契 約 者 信金中央金庫

被 保 険 者 定期積金契約者本人

引 受 保 険 会 社 引受幹事保険会社: 共栄火災海上保険株式会社、引受非幹事保険会社: 損害保険ジャパン日本興亜株式会社

保 険 の 対 象 被保険者(保険の対象となる方)が、日本国内・国外を問わず、急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)によりケガ(注)をされ、そのケガが原因で死亡された場合や入院、手術をされた場合に、下記の保険金をお支払いします。(病気・後遺障害・通院は補償対象外となりますのでご注意ください。)
(注)ケガには、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入・吸収したときに急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。

お支払いする保険金

【傷害死亡保険金】

事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合に被保険者の法定相続人に保険金をお支払いします。お支払いする保険金の額は、被保険者カードに記載された掛金総額と同額となります。

【傷害入院保険金】

事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合に、入院1日につき、被保険者カードに記載された掛金総額の0.05%の金額(傷害入院保険金日額)を保険金としてお支払いします。

ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対しては、傷害入院保険金をお支払いできません。

【傷害手術保険金】

事故の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において手術を受けられた場合、以下の金額をお支払いします。

①入院中に受けた手術の場合……傷害入院保険金日額の10倍

②上記①以外の手術の場合……傷害入院保険金日額の5倍

ただし、1事故につき事故の日からその日を含めて180日以内の手術1回に限りです。

保険金をお支払いできない主な場合

◎保険契約者や被保険者(保険の対象となる方)の故意または重大な過失によるケガ

◎けんかや自殺・犯罪行為を行うことによるケガまたは戦争、外国の武力行使等によるケガ

◎無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ

◎脳疾患・疾病・心神喪失によるケガ

◎地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガまたは核燃料物質の有害な特性などによるケガ

◎ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミングなどの危険な運動中のケガ

◎以下の職業に従事中に被ったケガ

カーレーサー、オートバイレーサー、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含む)、プロボクサー、

これらと同等またはそれ以上の危険を有する職業

など

※上記補償内容は引受幹事保険会社の普通保険約款、特約等が改定された日以降の定期積金契約日の応答日から変更となる場合があります。